

熊本県保安林の指定による損失補償及び受益者負担 に関する要項

平成 13 年 3 月 30 日付け森保第 706 号
林務水産部長から各地域振興局長あて

(趣旨)

第 1 条 この要項は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 35 条及び同法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 5 条の規定により熊本県が行う損失の補償（以下「補償」という。）を適正に実施するため、保安林の指定によって生ずる損失の補償の額の算定の方法及び補償の請求の手續並びに法第 36 条第 1 項の規定による受益者の負担金の額の算定の方法及び納付の手續等について定めるものとする。

(損失補償の対象)

第 2 条 補償は、次の各号のすべてに該当する保安林の立木（標準伐期齢以上のものに限る。）を対象として行うものとする。

- (1) 指定施行要件の立木の伐採方法として禁伐又は択伐が定められた保安林
- (2) 標準伐期齢以上の立木がある保安林
- (3) 森林所有者等（保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益をする者をいい、その承継人を含む。以下同じ。）が国又は地方公共団体でない保安林
- (4) 過去において法第 41 条の規定による保安施設事業その他これに類する事業が行われたことのない保安林
- (5) 補償に係る保安林が、法第 25 条第 1 項第 1 号から 3 号までの目的を達成するための保安林（以下「流域保全保安林」という。）以外の保安林であって、流域保全保安林に重ねて指定されている場合にあつては、流域保全保安林に係る指定施業要件に定める制限と流域保全保安林以外の保安林に係る指定施行要件に定める制限とを比較して、流域保全保安林に係る指定施行要件に定める制限がより厳しい保安林以外の保安林

2 次の各号に掲げる保安林については、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により補償すべき損失が生じないと考えられるので、補償は、行わないものとする。

- (1) 近傍類似の普通林の取扱から類推して、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により損失が生じないことが明らかである保安林又は明らかに利用対象外として認められる保安林
- (2) 保安林の指定によって利益を受ける者と当該保安林の森林所有者等が同一である保安林
- (3) 現に荒廃しているか、又は荒廃しつつある保安林

(損失補償の方法)

第 3 条 補償は、金銭をもって行なうものとし、次条の規定により算定される毎年の補償の額を交付するものとする。

(補償の額)

第4条 保安林の立木に係る補償の額は、当該保安林に係る指定施業要件として定められた主伐に係る伐採種の区分に従い、それぞれ次の各号に定める算式により算出した額を毎年の損失額とみなし、当該損失額に相当する額とする。

(1) 禁伐

$$A \cdot P$$

Aは、林分立木価額

Pは、年利率5分

(2) 択伐

$$(A - (R_1 + R_2 / P)) P$$

Aは、林分立木価額

R₁は、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採の収穫価

R₂は、保安林の指定後第2年目以降毎年行う択伐による伐採の収穫価

Pは、年利率5分

2 前項の算式における林分立木価額は、次の算式により算出される当該林分にかかる立木の価額の合計額とする。

$$(f_1(A_1 / (1 + nr) - B_1) + f_2(A_2 / (1 + nr) - B_2) + f_3(A_3 / (1 + nr) - B_3)) V$$

f₁は、素材となる部分の立木材積に対する割合

f₂は、薪材となる部分の立木材積に対する割合に薪材1立方メートルから生産される薪の層積立法メートル数又は束数を乗じて得た割合

f₃は、炭材となる部分の立木材積に対する割合に炭材1立方メートルから生産される木炭の俵数を乗じて得た割合

A₁、A₂、A₃は、それぞれ1立方メートルの素材、1層積立法メートル若しくは1束の薪又は1俵の木炭のもより市場における取引価格

nは、その立木の伐出事業の投下資本の推定回収期間

rは、伐出事業の推定総資本月収益率

B₁、B₂、B₃は、それぞれ素材1立方メートル当たり、薪1層積立法メートル若しくは1束当たり又は木炭1俵当たりの伐採、加工、運搬その他もより市場において販売するまでに要する経費の合計額

Vは、その立木の材積

3 前2項の算式における各計算項目の数値は、法第33条1項の規定による保安林の指定の告示のあった日現在における数値によるものとする。ただし、その後において著しい事情の変更があったときは、その数値を適正なものに補正することができる。

(補償額の月割計算)

第5条 前条の補償の額は、年の途中において保安林の指定その他補償を行わなければならない原因が生じたときは当該原因の生じた月の翌月から月数により、年の途中において保安林の

指定の解除その他補償を行なうことを要しない原因が生じたときは当該原因の生じた当日までの月数により、それぞれ月割計算するものとする。

- 2 森林所有者等若しくは保安林の指定施業要件の変更等により補償をすべき相手方又は補償の額の算出方法に変更があった場合における補償の額についても、前項の例に準じ、月割計算するものとする。

(補償の請求)

第6条 補償を受けようとする森林所有者等は、毎年の補償の額について、その翌年の1月31日までに、次に掲げる書類(正副2通)を知事に提出して請求するものとする。

- (1) 補償請求書(別記様式第1号)
- (2) 損失額算定書(別記様式第2号)
- (3) 森林所有者等であることを証する書面

(補償の決定)

第7条 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、別に定める様式による予備調査書及び評価調書を作成の上、補償の要否及び補償をすべき場合にあってはその補償の額を決定する。

- 2 知事は、前項の規定による決定をしたときは、補償すべきものと決定した場合にあってはその補償の額を、補償すべきものでないと決定したときはその旨及びその理由を、補償の請求をした者に対して通知するものとする。

(受益者の負担)

第8条 法第36条第1項の規定による受益者の負担は、流域保全保安林以外の保安林について前条第1項の規定により補償すべきものと決定した場合において、当該保安林の指定によって利益を受ける特定の者(以下「受益者」という。)について行うものとする。ただし、受益者一人当たりの負担金の計算額が極めて少額である場合には、この受益者の負担は、行わないものとする。

- 2 前項本文に規定する受益者とは、保安林の指定によって利益を受ける物件(以下「受益物件」という。)の所有者その他権原に基づき使用又は収益をするものとする。ただし、受益物件である道路について道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路管理者がある場合には、当該道路管理者をもって受益者とするものとする。
- 3 前項の本文に規定する受益物件とは、道路、鉄道、発電施設、用水施設その他の施設、農地、森林その他の土地、漁業権およびその他これらに類するものとする。

(受益者の負担額)

第9条 1 保安林に係る受益者の負担金の額は、当該保安林に係る補償の額に相当する額とする。

- 2 1 保安林に係る受益者が二人以上ある場合における受益者別の負担金の額は、当該受益者に係る受益物件の評価額の割合により算定するものとする。ただし、受益の程度が受益物件によ

り著しく相違する場合には、その割合によって算定することができるものとする。

3 受益物件の評価額、官公署、金融機関その他適当と認められる者の評価額を参しゃくして算定するものとする。

(受益者負担金の通知)

第10条 知事は、前条の規定により受益者の負担金の額を決定したときは、その金額並びに納付の期日及び場所を通知書(別記様式第3号)により当該受益者に通知するものとする。

別記様式 第1号

保安林損失補償請求書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

請求人

氏名

(法人にあっては名称) 印
および代表者の氏名

次の保安林に対する 年分の損失補償金として金 円也を支払われたく、「保安林の指定による損失補償及び受益者負担に関する要綱」第6条の規定により、関係書類を添えて請求する。

都道府県	市 郡	町 村	大 字	字	地 番

別記様式 第2号

保安林損失額算定書

林分立木価額	年間補償額	本年補償額	補償月数
円	円	円	カ月

別記様式 第3号

番 号
年 月 日

住 所 殿
氏名又は名称

熊本県知事 氏 名 ㊟

保安林の損失補償に係る森林法第36条の規定による
受益者負担金について

次の保安林について、森林法第35条の規定により 年分の補償金として 円也を決定したが、貴殿は当該保安林による受益者と認められるので、下記により負担金を納付されたく、同法第36条第2項の規定により通知する。

所 在 場 所						保安林面積		指定の 目 的	指 定 年 月 日
都道府県	市郡	町村	大字	字	地番	台帳	実測又は見込		

- 1 負担金額
- 2 納付の期日
- 3 納付の場所